明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○供託規則の一部を改正する省令（法務三六）　一
〔告　示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務三一七）　八
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同三一八）　一〇
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一一五二）　三五
○生産業者の住所の変更に係る届出があった件（同一一五三）　三九
○肥料の登録が失効した件（同一一五四）　四〇
○肥料を登録した件（同一一五五）　四〇
〔官庁報告〕
官庁事項
農村地域への産業の導入に関する基本方針の変更の公表について（厚生労働省・農林水産省・経済産業省）　四〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　四三
裁判所
破産、免責、再生関係　四四
特殊法人等
司法書士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　四六
地方公共団体
教育職員免許状失効、押収物還付関係　四七
会社その他
会社決算公告　八〇

省令

○法務省令第三十六号

供託法（明治三十二年法律第十五号）第八条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、供託規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月十一日

法務大臣　齋藤　健

供託規則の一部を改正する省令

供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（記載の文字）	（記載の文字）
第六条　供託書、供託物払渡請求書その他の供託に関する書面に記載する文字は、字画を明確にしなければならない。	**第六条**　供託書、供託物払渡請求書その他供託に関する書面に記載する文字は、字画を明確にしなければならない。
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　第一項の書面につき文字の訂正、加入又は削除をするときは、二線を引いてその近接箇所に正書し、その字数を欄外に記載して押印し、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない。ただし、供託官は、欄外記載及び押印に代えて、訂正、加入又は削除をした文字の前後に括弧を付し、これに押印することもできる。	4　記載事項について訂正、加入又は削除をするときは、二線を引いてその近接箇所に正書し、その字数を欄外に記載して押印し、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない。ただし、供託者又は請求者が供託書、供託通知書、代供託請求書又は附属供託請求書の記載事項について訂正、加入又は削除をするときは、これらの書面に押印することを要しない。
5　供託官以外の者が、供託書、供託通知書、代供託請求書、附属供託請求書、第二十二条第二項ただし書若しくは第三十五条第二項ただし書の規定により押印することを要しない書面又は第二十六条第四項（第二十一条の三第三項、第二十一条の六第二項、第三十五条第四項、第四十二条第三項、第四十八条第三項又は第四十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により押印することを要しない書面につき文字の訂正、加入又は削除をするときは、前項本文の規定にかかわらず、これらの書面に押印することを要しない。	5　供託官が訂正、加入又は削除をするときは、前項本文の規定による欄外記載及び押印に代えて、訂正、加入又は削除をした文字の前後に括弧を付し、これに押印することができる。
6　［略］	6　［同上］